

ふれあい収集について

市では、介護が必要な方や身体に障害のある方など、収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対し、玄関先での戸別ごみ収集や、希望者への声掛け（安否確認）を行っています。

◆対象◆

市内在住で、次のいずれかに該当する者のみで構成され、かつ、家庭ごみを収集場所まで出すことが困難な状況で他者の協力を得ることができない世帯のうち、世帯員のいずれかがホームヘルプサービスを利用している世帯。

- 1 介護認定が要介護1以上
- 2 身体障害者手帳1級または2級
- 3 療育手帳A
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級

※要介護認定や手帳等を申請中（区分変更を含む）の方は、区分・等級等決定後に申請してください。

◆申請方法◆

所定の用紙に必要事項を記入して、ごみ減量推進課までご提出ください。申請用紙は、ごみ減量推進課、各コミュニティセンター・各福祉センターに置いてあります（市ホームページからもダウンロードできます）。後日、担当職員がご自宅をお伺いして状況を調査したうえで、ふれあい収集の承認・不承認をお知らせします。

◆内容◆

もえるごみ、もえないごみ、資源ごみ（プラマーク・缶・びん・ペットボトル・古紙類）を、週1回、玄関先でまとめて収集します。ごみが出されていない場合、あらかじめ登録された連絡先に連絡し、安否確認を行います。希望者には、呼鈴等で直接声掛けをして安否確認を行います。



ボタン型電池の出し方について

CRまたはBR
《コイン形リチウム電池》



《その他のボタン型電池》

